

熊本市駐車場適正配置検討委員会運営要綱

制定 平成31年 3月14日市長決裁

改正 平成31年 4月10日都市整備景観課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市駐車場適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第4条第1項に規定する駐車場整備計画の策定、変更及び推進に関し必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、14名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体関係者
- (3) 本市に居住又は通勤通学する者で、公募のうえ選任されたもの
- (4) 関係行政機関の職員

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総理するものとする。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時は、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議における協議のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の代理出席等)

第7条 やむを得ない特別な事情がある場合は、第3条第2項第4号に該当する委員は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認める事項については非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、都市建設局都市政策部都市整備景観課において行う。

(補則)

第10条 この規定に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。